



○長野県告示第439号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8 月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

社会福祉法人幸充

2 事業の種類

介護老人保健施設ライフ2及び痴呆性高齢者グループホームくらし建設事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分

北安曇郡松川村字南神戸地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

北安曇郡松川村役場

企 画 課

○長野県告示第440号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

社会福祉法人孝明

2 事業の種類

介護老人保健施設孝穂館及び痴呆性高齢者グループホームかじか庵建設事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分

南安曇郡穂高町大字北穂高地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

南安曇郡穂高町役場

企 画 課

○長野県告示第441号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

四 賀 村

- 2 事業の種類
多目的公園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
東筑摩郡四賀村大字会田字相ノ田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
東筑摩郡四賀村役場

企 画 課

○長野県告示第442号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 起業者の名称
駒ヶ根市
- 2 事業の種類
すずらん通りポケットパーク整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
駒ヶ根市上穂栄町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
駒ヶ根市役所

企 画 課

○長野県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
鈴木医院	駒ヶ根市東伊那2533番地1	平成14年 6月30日
みやじま薬局	松本市大字芳川村井町1099番地6 村井ショッピングパーク	平成13年 9月30日
柳沢医院	松本市北深志3-4-10	平成14年 3月31日
宮坂医院	岡谷市中央町3丁目4-5	平成14年 7月31日

厚生課

○長野県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
東伊那すこやかクリニック	駒ヶ根市東伊那2533-1	平成14年7月1日
飯田歯科医院	南安曇郡豊科町大字高家288	平成14年8月1日
ともえ飯田薬局	飯田市伝馬町2-32-3	平成14年8月1日
そうごう薬局軽井沢店	北佐久郡軽井沢町大字長倉2419-11	平成14年8月1日
赤野薬局榑川店	木曾郡榑川村大字平沢字神矢島1471-7	平成14年8月1日
みやじま薬局	松本市大字芳川村井町242-3	平成14年8月1日

厚生課

○長野県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名	称	所	在	地	変		項	変更年月日
					更	事		
軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院		北佐久郡軽井沢町大字長倉1		2375-1	新	北佐久郡軽井沢町大字長倉2416	旧	平成14年7月1日
					旧	株式会社いせや薬局 更埴市稲荷山835		株式会社伊勢屋薬局 更埴市稲荷山836

厚生課

○長野県告示第446号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
伊那市大字伊那7227の2181、7227の2398、7227の2399
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第447号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡坂北村字北山11322の322、11322の323
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第448号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字仁礼字仙仁山3153-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

○長野県告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 施行者の名称

白馬村

2 都市計画事業の種類及び名称

白馬都市計画公園事業 4・4・1号大出公園

3 事業施行期間

平成14年8月26日から

平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北安曇郡白馬村大字北城字山崎、上見、おたへ、小平、石田、池ノ尻、タカ岡、高畑、李木平、下河原、山河原、河原、庭地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○長野県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 施行者の名称

丸子町

2 都市計画事業の種類及び名称

丸子都市計画下水道事業 丸子町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年11月29日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年長野県告示第918号、平成7年長野県告示第412号及び平成9年長野県告示第614号の事業地に、丸子町大字塩川字北原、字西原、字西畑、字東畑、字羽毛田、字ハツ口、字芝宮、字竹ノ花、字鹿田、字籠田、字長谷丁、字松葉丁、字山村丁、字芝原、字山村、字荒屋、字中村、字東村、字鶴巻、字松葉、字丑田原、字古免、字道祖神及び字前山並びに大字長瀬字宮原、字堰跨、字屋敷、字宇土、字山根、字勝負沢、字小練合、字平戸及び字大明神並びに大字下丸子字道定並びに大字中丸子字下山口、字鉄白、字膳棚、字山腰、字箱山及び字明神山並びに大字腰越字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本本、字後田、字下川原、字花ヶ石、字淵ノ上、字西横沢、字東横沢、字辻開土、字部屋田、字六反田、字清水尻、字荒神平、字俣木田、字中田、字籠田、字桜田、字五里ノ内、字岡森、字御所ノ内、字紅付、字竹ノ花、字亀田、字神明開土、字宮原及び字道久並びに大字生田字大山、字中尾、字宮地、字上道通、字下道通、字赤畑、字山根、字御堂窪、字池下及び字一本本並びに大字御岳堂字新原田、字新原田新開、字原山、字原組、字虫原、字山寺、字水分、字反田、字中山組、字芹田、字寺上、字欠下、字上組、字馬場、字日陰、字岩下、字岩崎、字曲沢及び字岩谷堂を加え、並びに同町大字塩川字井戸下並びに大字長瀬字矢ノ沢、字石原田、字山根、字八反田、字遠坂、字桜田、字宮下、字上平及び字藁田並びに大字下丸子字ハツ口及び字塚田並びに大字中丸子字州崎、字蟹田、字竹原田、字隅田、字下中沢、字横負、字五反田、字鳥居田、字下山岸、字開戸、字勢戸、字舞臺、字宮ノ前、字大角、字松葉田、字桶村屋敷、字竹ノ花、字獅子石、字中沢、字塔場本、字上中沢、字御堂田、字山岸、字上山岸、字寺浦及び字寺屋敷並びに大字上丸子字道林並びに大字生田字馬場及び字二ツ山並びに大字御岳堂字原田及び字的場地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県下伊那地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成14年7月25日、次の者を売りさばき人に指定した。

平成14年 8月26日

長野県下伊那地方事務所長 村山 武夫

名称
阿南高等学校購買部

住所
下伊那郡阿南町北条2237

会計局

○長野県長野地方事務所告示第9号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成14年8月5日、次の者を売りさばき人に指定した。

平成14年 8月26日

長野県長野地方事務所長 会津 佳伸

名称
信州大学生生活協同組合

住所
長野市西長野6-10

会計局